

平成17年5月22日

# 協会規約

練馬区キャッチバレーボール協会

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、練馬区キャッチバレーボール協会(以下「協会」と称し)、事務所を会長宅に置く。  
(ブロック)

第2条 協会は、理事会の決議を経て必要に応じて、ブロックを定めることができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、練馬区におけるキャッチバレーボールを総括し、此を代表する団体として、キャッチバレーボールの普及活動と技術の向上及び青少年の育成を図るとともに生涯スポーツとしての位置づけの中、クラブ相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① (社団法人)練馬区体育協会に加盟する。
- ② キャッチバレーボールの発祥の拠点として、広く普及・振興活動を推進する。
- ③ キャッチバレーボールに関する競技会等の開催及び区民大会の主管
- ④ キャッチバレーボールに関する指導者及び審判員の養成
- ⑤ キャッチバレーボールに関する競技規則の制定
- ⑥ キャッチバレーボールに関する図書の出版及び機関誌の発行
- ⑦ その他、協会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(種 別)

第5条 協会の会員は、次のとおりとする。

① 正会員

キャッチバレーボールを目的に結成され、協会の目的に賛同し、入会した団体

② 個人会員

協会の趣旨に賛同し、協会の事業に協力する個人

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 協会の会員の入会金及び会費は総会の決議を経て別に定める。

2 入会金及び会費は、いかなる事由があっても返納しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき又は会員である団体が解散したとき。
- ② 死亡若しくは、失踪宣告を受けたとき。

③ 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の一つに該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- ① この協会の名誉を傷付け、又はこの協会の目的に違反する。
- ② この協会の会員として、義務に違反したとき。
- ③ 会費を1年以上滞納したとき。

#### 第4章 役 員

(役 員)

第11条 協会には、次の役員を置く。

- ① 理事：協会推薦とブロック選出を含めて、20名以上25名以内、並びに学識経験者及び個人会員5名以内を基準とする。
- ② 監事：2名又は3名  
(理事及び監事)

第12条 理事は、互選により会長1名、副会長2名以内、理事長1名及び副理事長3名以内、常任理事8名を選任し、総会において承認を得る。

- 2 理事の選任は、協会推薦のほか、ブロックにおいて理事候補を推薦する。
- 3 ブロックでの理事候補の定数は「役員選任規定」のとおりとする。
- 4 監事は現理事会で推薦し、総会で承認を得る。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることは出来ない。
- 6 理事の役職については現職の正副会長、正副理事長が、理事候補の中から推薦し総会で承認を得る。  
(理事の職務)

第13条 会長は協会を代表し、業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたとき、会長があらかじめ理事会で定められた順位により、その職務を代理し、又は、その職務を行う。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、総会で議決した事項を処理するとともに理事会の議決に基づき、協会の業務を掌理する。  
会長及び副会長がともに事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務に従事する。理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事会で定められた順位により、その職務を行う。
- 5 常任理事は、部会及び会計を分担し、部長及び会計として、その職務を行う。
- 6 理事は理事会を組織し、この規約に定められるもののほか、総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。
- 7 会計は、協会の会計を処理する。

#### (監事の職務)

第14条 監事は、協会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- ① 協会の財産の状況を監査する。
- ② 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ③ 財産の状況又は、業務執行について、不整の事実を発見したときは、此を理事会又は、総会に報告すること。

#### (役員任期)

第15条 協会の役員任期は2年とし、ただし、会計については、2任期を限度とするほか、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

#### (役員解任)

第16条 役員が次の各号の一つに該当するときは、理事現在数及び正会員現在数各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- ① 心身の故障のため、職務遂行に堪えられないと認められるとき。
- ② 業務上の義務違反、その他役員たるに相応しくない行為があると認められたとき。

### 第5章 顧問及び参与

#### (顧問及び参与)

第17条 協会には、顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 参与は、協会の役員であった者で、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 顧問及び参与は、会長及び理事会の諮問に応じる。

### 第6章 会議

#### (理事会の招集)

第18条 理事会は、毎年1回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事長が招集の通知を発しない場合は、副理事長若しくは請求をした理事は、会長を通じて理事会を招集することができる。
- 3 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会の定足数等)

第19条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者と見なす。

2 理事会に議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第20条 総会は、第5条1号の正会員をもって組織する。

(総会の招集)

第21条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付記すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 会長が招集の通知を発しない場合は、副会長自ら、若しくは請求をした正会員は、副会長を通じて総会を招集することができる。

5 総会の招集は、少なくとも15日前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、会議のつど出席正会員の互選で定める。

(総会の議決)

第23条 総会は、この規約に別段の定めるもののほか、次の事項を議決する

- ① 事業計画及び収支予算についての事項
- ② 事業報告及び収支決算についての事項
- ③ その他、この協会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

(総会の定足数等)

第24条 総会は、正会員数の2分の1以上の者が、出席しなければ、その議事を開き議決することはできない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。

2 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第25条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第26条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第7章 常任理事会等の設置

(常任理事会)

第27条 常任理事会は、各部長以上(書記、会計、監事含む)をもって、事業に関する事項を必要の都度、審議する。

(運営委員会)

第28条 運営委員会は、副部長以上（書記、会計、監事含む）及びその行事運営等に直接関わる理事をもって、事業に関する事項を必要の都度、審議する。

第8章 部会の設置

(部会の設置)

第29条 協会に以下の部会を置く。その職務及び構成員の定数は、理事会で定める。

- ① 総務部
- ② 小学生事業部
- ③ 指導普及部
- ④ 審判部
- ⑤ 広報部
- ⑥ 一般事業部

第9章 会計

(会計)

第30条 協会の会計は、次のとおりとする。

- ① 会金及び会費
- ② 事業に伴う収支
- ③ 助成金並びに寄付金
- ④ その他の収支

(事業計画及び収支予算)

第31条 この協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長の責任で編成し、理事会及び総会の議決を経る、事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

(収支決算)

第32条 この協会の収支決算は、会長の責任で作成し、事業報告書及び会員の異動状況書とともに監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受ける。

(会計年度)

第33条 この協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 規約変更及び解散

(規約の変更)

第34条 この規約は、理事現在数及び正会員現在数の各々4分の3以上の議決を受けなければ変更することができない。

(解散)

第35条 協会の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々4分の3以上の議決を受けなければならぬ。

## 第11章 相互扶助

### (相互扶助)

第36条 上部組織(体育協会等)役員及び顧問・参与、協会役員等の慶弔等に際して、社会通念上常識の範囲において金品及び祝電、弔電等を贈呈できる。

## 第12章 補則

### (書類及び帳簿の備付等)

第37条 協会は、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の事情によりこれに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- ① 規約
- ② 会員名簿
- ③ 役員名簿及び履歴書
- ④ 財産目録
- ⑤ 収支支出に関する帳簿及び証拠書類
- ⑥ 理事会及び総会の議事に関する書類
- ⑦ 官公署往復書類
- ⑧ その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類及び同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号から第8号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

### (細則)

第38条 この規約の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

### (規約の改正)

第39条 規約の改正は、理事会に諮り、総会の議決により変更することができる。

## 附則

- 1 この規約は、平成13年5月27日から施行する。
- 2 一部改正 平成15年5月18日
- 3 一部改正 平成16年12月4日から施行する。